

教育長室
学務課

就学援助及び就学奨励費の対象者拡充について

公私立を問わず、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を援助するとともに、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助及び就学奨励費について、令和5年度から私立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対象を拡充します。

1 現状及び背景

(1) 現状

区では、学校教育法第19条の規定に基づき、区立及び国公立小・中学校に就学する児童・生徒のうち、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を支給しています。また、区立小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する就学奨励費を、当該保護者に支給しています。

一方で、区内に在住し、私立小・中学校に就学する児童・生徒の割合は上昇する傾向にあり、令和4年4月の新1年生に占める割合が、小学校で約14%、中学校で約48%となっているなど、港区の多くの児童・生徒が私立小・中学校に就学していますが、支給対象外となっています。

(参考) 令和3年度就学援助等実績

| | 認定者数 | 決算額 |
|-------|--------|-----------------|
| 就学援助 | 1,583人 | (扶助費) 144,088千円 |
| 就学奨励費 | 121人 | (扶助費) 2,182千円 |

(2) 背景

各家庭では、児童・生徒の特性や人間関係、教育理念など様々な理由により、区立、国公立、私立などの多様な選択肢の中から、児童・生徒に最も適している進学先を選択していますが、私立小・中学校に就学する児童・生徒の家庭の中にも、経済的に厳しい状況に置かれている家庭もあるものと考えられます。

今年度、区内の全ての私立学校を訪問し実施したヒアリングにおいても、私立小・中学校に通う児童・生徒でも、家計の急変など経済的に厳しい状況にある家庭に対する支援を求める要望をいただいています。

2 支給対象者の拡充

区として、公私立を問わず、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒が安心して教育を受けることができるようにするため、就学援助の対象者を、令和5年度から私立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者に拡充します。

また、公私立を問わず、特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費の対象者を、令和5年度から私立小・中学校の特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に拡充します。

なお、新入学学用品費については、令和5年度新入学の児童・生徒の保護者に対して、令和4年度内に支給します。

3 経費

| | | |
|-------|---------------------|-----------|
| 令和4年度 | 6,628千円 | |
| (内訳) | 就学援助(新入学学用品費) | 2,380千円 |
| | 学事事務システム改修費等 | 3,465千円 |
| | 令和5年度版就学援助のお知らせ印刷費等 | 783千円 |
| 令和5年度 | 約16,000千円(見込額) | |
| (内訳) | 就学援助(扶助費) | 約15,000千円 |
| | 就学奨励費(扶助費) | 約1,000千円 |

4 今後のスケジュール(予定)

| | |
|---------|--|
| 令和4年11月 | 令和4年第4回港区議会定例会(補正予算案提出) |
| 12月 | 新入学学用品費のご案内を郵送 |
| 令和5年2月 | 令和5年第1回港区議会定例会(当初予算案提出) 新入学学用品費の支給 |
| 3月 | 区ホームページ等で周知開始 |
| 4月以降 | 就学援助及び就学奨励費の拡充 私立小・中学校に通学する全ての児童・生徒の保護者に就学援助及び就学奨励費のお知らせを郵送 |

(参考) 就学援助及び就学奨励費の支給項目

| | |
|-------|--|
| 就学援助 | 新入学学用品費、学用品・通学用具費、体育実技用具費、体育実技用具費(柔道着)、給食費、校外学習、修学旅行、移動教室、夏季学園、卒業記念アルバム、クラブ活動・部活動費 |
| 就学奨励費 | 新入学学用品費、学用品・通学用具費、給食費、校外学習、修学旅行、移動教室、夏季学園、卒業記念アルバム、クラブ活動・部活動費、交流学习交通費、職場実習交通費、通学費 |